

小野寺史郎著

國旗・國歌・國慶

— ナシヨナリズムとシンボルの中國近代史 —

千葉 正 史

—

中國という國を象徴するシンボルとして、まず何が思い浮かぶであろうか。天安門や萬里の長城といった豊富な歴史遺産や桂林などの絶景、京劇などの多彩な傳統文化、あるいはバンドなど、その候補はいくつも挙げられようが、現實に中華人民共和國という國家、そしてその國民と向き合う際には、赤い國旗と勇壯な國歌に印象付けられる場面が少なくない。それは特に日本人にとつては、反日デモの過激な映像とともに目にし耳にする機會が増えてきており、ある種の脅威のシンボルとして受け取られるようにもなってきたもののだが、中國人であるならば當然のごとく國旗を掲げ、國歌を齊唱する光景は、決して古くから存在してきたわけではない。それは近代以降の歴史過程の中で生み出された状況であり、むしろいかにして國民に國旗・國歌を浸透させ、そして中國にふさわしい國旗・國歌を作り出すかが、長年にわたる課題であったのである。

こうした國を象徴するシンボル、すなわちナシヨナル・シンボルの中國における歴史について、具體的に明らかにした研究が本書である。中國近代史の若干研究者である著者の地道な研究成果が博士論文としてまとめられ、刊行されるに至ったのだが、その内容は期せずして時宜に合致したものとなつてしまった観がある。あらためて中國のナシヨナリズムに關心が集まる今日にあつて、その歴史を多面的に考察できる手がかりを得られたことは、學界のみにとどまらず廣く社會的に意義を有することであろう。いかに中國社會はこうしたナシヨナル・シンボルのもとに結集しようとし、國民にその浸透を圖つていったのか。冒頭に掲載された「民族教育的 FIRST STEP」と題された繪（X頁）からは、そうした課題が近代以降延々と繼承されてきたものであることが象徴されている。教育の場での國旗掲揚と國歌齊唱、そして先生と生徒たちの頭上を飛行するおそろく軍用機。現在の中國でもそのまま通用するイメージが、日中戦争直前の時期に描かれ、そしてそこで團結して對峙すべき相手は、明示されてはいないものの日本を措いて他にはないことも、今日にまでつながっていく構圖である。本書が直接分析の對象として取り上げている範圍は、日中戦争開戦までの時期であるが、その意義はすぐれて今日的なものであることを感じざるを得ない。

評者は中國近代史研究を専攻するが、必ずしもこうしたナシヨナル・シンボルとその背景となる政治文化史の問題について精通しているわけではない。ただ、同時代史の研究者という立場から、著者の研究に關心を持ってきた者の一人である。特に清末新政時期以降、清朝が近代立憲君主國として自らの再生を試みるように

なつたことを契機として、中國社會はあらゆる分野で變貌を遂げていくようになったのであるが、その象徴的な表れの一つが、文字通り國家としての「シンボル」の在り方の變化であつたという本書の主張には、基本的に賛意を示すものである。門外漢であることで、専門分野の研究者のような批評能力はないが、以上のような觀點から氣附いた點を中心に、以下各章ごとに紹介をし、その上で若干の批評を試みたい。

二

本書の構成は大きく二部からなり、序章で問題提起がなされた後、第一部で清末から中華民國の北京政府時期、第二部で南京國民政府時期の問題がそれぞれ検討されている。以下、章ごとに内容の紹介を行いたい。

序章「ナショナリズム研究とシンボルの歴史學」では、研究史の整理として、近代以降の國家統合、ナショナリズムと儀式、シンボルの關聯性を指摘する研究が、まず歐米史や日本史の分野において進展を見ていることを取り上げ、その上で中國史分野における研究の現状が個別具體的に紹介される。特に重要な先行研究としては、ヘンリエッタ・ハリソンの著書 *The Making of the Republican Citizen* が挙げられ、そこで論じられる中華民國時期の新たな政治文化の形成とナショナル・アイデンティティとの關係が、著者の研究テーマの上で最も参考となり、かつ乗り越えるべき見解であることが述べられる。本書の構成はこうした問題意識より、ハリソンが著書で取り上げなかった辛亥革命以前の清末時期と、一九二九年の孫文葬儀以後の南京國民政府時期を含めた

内容で、日中戦争開戦以前における近代中國のナショナル・シンボルをめぐる歴史を對象とし、分析の視角としては、ハリソンの言う *'civilians'* ではなく、より國家意識に直結したナショナリズムとの關係に焦點を當てて考察することが、課題設定として提示される。

第一部「清末・北京政府のシンボルと儀式」では、まず第一章「中國最初の國旗」において、清末時期における黃龍旗の國旗への採用とその使用の狀況が論じられる。近代的國家シンボルのうち、いちはやく中國でも用いられるようになったのは、視覚面で國家を象徴する國旗であつた。その契機となつたのは、幕末の日本などと同様に不平等條約締結に伴う近代自由通商體制の受け入れであり、船籍の識別という目的より便宜的に採用された黃龍旗が、外交や軍制を通じて次第に廣く使用されるようになり、「國旗」としての地位を確立する過程が述べられている。特にその使用が民間にまで廣がるようになったのは義和團事件以後のことであるとし、その早期の事例として事件時に西安へ蒙塵する光緒帝らを護衛した保鏢が黃龍旗を使用したという後年の記述を本書は引用している（三六頁）。そうした可能性を排除することはできないが、皇帝の行列に隨行するという狀況から考えれば、この場合は傳統的な儀仗用の「龍旗」を用いた可能性の方が大きいのではないだろうか。やはり黃龍旗の使用が社會的に一般化する契機としては、事件後の新政が重要であり、祝日における掲揚や學校教育を媒介としてその使用が定着していった。一方で康有爲らによる黃龍旗批判の言説も紹介するが、有力な代替案が存在しない中で、同時期にまず黃龍旗がまがりなりにも國旗としての役割を

果たしていったことを本章は明らかにしている。

第二章「國旗をめぐる争い」では、辛亥革命に際して新たに制定されることになった中華民國國旗をめぐる論争と、最終的に五色旗に決定する過程が、前史としての同盟會における國旗論争にさかのぼって論じられる。孫文が執拗なまでに採用を主張していた青天白日滿地紅旗は、結局同盟會内部でも國旗としての合意を見るに至らず、辛亥革命勃發後も様々なデザイン「國旗」の一つとして競い合うこととなった。結局採用されることになったのは、元清朝江蘇巡撫の江蘇都督程德全が提案した五色旗であり、中華民國の五族共和理念を象徵するものとして、以後用いられいくこととなった。

こうした本章の内容に關しては、孫文が五色旗の採用に一貫して否定的な姿勢をとっていたことが、重要な論點だといえる。これ以後も孫文は折にふれて五色旗が國旗として不適切であることを力説していくのだが、その理由として孫は五色旗が清朝時代に海軍の一品・二品大官の旗として用いられていたことを挙げている（六五頁、一七五―一七九頁）。その傍證としては、一八八八年制定の「北洋海軍章程」で提督の旗として「五色長方旗」が定められたことが指摘されている（六六頁）。これらの記述に依據すれば、同旗は一九世紀末以降に専ら近代海軍を中心に用いられたという來歴を有するものであるということになるが、實際にはそれより早い時期に廣範な用例を見出すことができるという¹⁾ことを、本書では指摘していない。それは例えば、一九世紀後半に描かれた繪畫より檢證することができる。『清史圖典』の一〇卷に收録された咸豐・同治年間（一八五一―七四）における各地での

戰役の様子を記録した各種の「戰圖」を見ると、同時期に清朝側軍隊の使用した旗として横縞五色の横長方形旗がいくつもの場面で描かれており、配色が判明するものは以下のとおりである。

- ① 二三頁「田家鎮及蕪州戰圖」…青黃赤白黒と青黃黒赤白
- ② 二六―二七頁「通城等縣戰圖」…青黃赤白黒
- ③ 四五頁「李鴻章克復蘇州戰圖」…赤黃青白黒
- ④ 四七頁「左宗棠克復杭州戰圖」…赤青黃白黒
- ⑤ 七一―八〇頁「平定回匪戰圖」…青黃赤白黒

なお⑤の「平定回匪戰圖」には、共通したデザインで六色及び七色の旗も描かれており、その場合の配色は青黃赤白黒白と青黃赤白黒赤青となつてゐる。これらの旗は、配色はまちまちであるものの、五行に對應する五色が用いられているという點で五色旗と共通しており、③は配色も含めて全く同一デザインである。こうした軍旗としての五色旗の使用が、いつごろから始まるかという¹⁾ことについては、明確に特定することができなかった。さしあたりおおまかな傾向としては、この『清史圖典』シリーズの各卷に收録された各時代の戰圖を見る限り、道光年間以前のものからは見出すことができず、このことから推測して、咸豐年間以後に使用されるようになっていった可能性が高いものと思われる。

こうした事實をふまえて考えると、五色旗は元來太平天國などの諸反亂を鎮壓した清朝側軍隊のシンボルであつたという側面が浮かび上がる。特に江南地域においては、太平天國鎮壓の主力となつた湘軍・淮軍がこの旗を使用したという歴史があり、太平天國に反滿革命の先驅者としての再評價を與えていた孫文ら革命派にとっては、一層容認できない來歴を有する旗であつたというこ

となる。こうした事実について、辛亥革命時の議論に際して言及がなされていないのは、やや不思議に感じられた。廣東出身で太平天国當時を経験していない孫文らとはともかく、江南などでは六十代以上の古老は實地に見聞した出来事であるわけで、その五色旗が清朝に叛旗を翻した新政府のシンボルとして採用されることに、本来ならば何らかの批評があつて然るべきであつたろう。

一方で、その採用を提議したとされる程徳全が、もしこうした五色旗の來歴を知つていたと假定すれば、まことに意味深長な意圖を込めていたと言わざるを得ない。表面的には「五族共和」と關聯附けることで革命派を納得させつつ、「粵匪」洪秀全ではなく、その洪秀全に立ち向かつた曾國藩・李鴻章らの足跡に自分たちの蹶起を跡附けたのであるから。こうした見方は、デザインが單純であることから偶然の一致であるという可能性も排除できないが、五色旗の問題を考える上では一層の解明が待たれるテーマである。

第三章「革命を記念する」では、民國元年に舉行された辛亥革命一周年の記念行事を取り上げ、記念日をいつに設定するかという議論を中心にその實行に至る過程を考察している。當初はその候補として武昌蜂起の起きた一〇月一〇日のほかに、中華民國南京臨時政府が成立した一月一日や清朝側により共和受諾の詔書が發せられた二月一二日なども挙げられ、さらに陽曆ではなく陰曆に基づいて記念日を設定することが検討されていた。最終的には臨時參議院での討論をへて、武昌蜂起の一周年記念日を陰曆の八月一九日（すなわち陽曆の九月二九日）ではなく陽曆の一〇月一〇日に設定して國慶日とし、この日に各種の記念行事が舉行されることとなった。その様子を、本章では北京での各種行事を例に

紹介し、革命烈士の追悼式などともに、演劇や運動會、提灯行列などといった娯樂的要素も含めた内容で舉行されたことを明らかにしている。これ以後、國民政府時期から現在の臺灣に至るまで繼續されていく中華民國の國慶節の由來を明らかにした本章の内容は、こうした國家成立の記念日を特に意識することのなかった傳統的な王朝體制との違いを一つ浮かび上がらせることで、近代中國における新たな政治體制確立の意義を論じるものとなったと評價できる。

第四章「國樂から國歌へ」では、清末から民國北京政府時期にかけての國歌制定の取り組みを取り上げ、實際に制定された清朝の「國樂」と中華民國の「卿雲歌」を中心に、複数の試案を含めたその検討過程を論じている。船籍管理の必要から早期に制定された國旗と比較して、そうした實用性のともなわない國歌は二十世紀初頭に至るまで制定の必要性が必ずしも認識されず、一八八〇年代に外交官を務めた曾紀澤による私的な作曲の例などを除けば、實に一九一〇年代に至って正式に制定されることとなった。禮部の提議により一九一一年一〇月四日に制定された中國最初の國歌が「國樂」であり、ただ實際には、直後に勃發した辛亥革命によってほとんど歌われる機会のないまま役を終えた。その後は中華民國の成立後にあらためて國歌の制定が検討され、章炳麟や張謇といった著名人も参加して各種の案が検討されたのだが、これらの樂曲の具體的なイメージとしては、樂譜も掲載されていないものの、譜讀みの能力のない評者は歌詞に頼らざるを得ないところに齒がゆさも感じた。さしあたりそこから得た印象としては、君主制から共和制へという政治體制の變革にかかわらず、同時期

の國歌は保守的な表現を基調とするという點で共通性を有しているということである。「鞏金甌、承天嚳（清朝國樂）」「高高上蒼、華嶽挺中央（章炳麟案國歌）」「卿雲爛兮、糺縵縵兮（卿雲歌）」こうした純然たる文語調の歌詞を耳にして、理解できる國民はどれだけいたであろうか。既に白話運動も展開され、口語による作詞という主張があるにもかかわらず、國歌の文章表現に關しては保守的な思考が一九二〇年代にかけて貫かれたのであり、このことは清末から北京政府時期にかけての政治文化の聯續性を一つ示す事例でもある。

ただこうした側面の一方で、新たな政治思想の反映をそこから見出すこともできる。たとえば清末の「國樂」について見れば、古典に由來する難解な語句をちりばめている一方で、「帝國」という語句も用いられている（一二〇頁）。「帝國」が中國で一般に用いられるようになったのは、まさに同時期のことであり、日本から傳入した「新語」の一つとして取り入れられていった。⁽²⁾特に清朝自身が自らを指して「帝國」と稱するようになった事例を考察すると、當時一九一三年に豫定されていた立憲政體への移行に向けた施策の中で本格的に使用されていったという事實にたどり着く。それまでの「大清國」に代わり、近代的な立憲君主國として「大清帝國」を名乗ろうとしていた清朝にとって、やはり新たな制定した國歌の歌詞に「帝國」を織り込んだのは、新たな國家體制への移行を象徴させるという意義を含ませたことであったろう。民國時期の國歌における「共和」「民主」といった語句の使用とともに、政治思想の反映を示した事例として考察を深めるべきテーマであると思う。

このほか一九一五年にあらためて中華民國政府により制定された「國樂」について一つ氣が附いた點としては、滿洲旗人の出身で、辛亥革命勃發直後には親貴内閣の陸軍大臣として武昌蜂起鎮壓作戦の指揮を執った人物である廕昌が作詞者であることが興味深い（一三二頁）。革命後も參謀總長など北京政府の要職を歴任し、後に黎元洪政權期には、奇遇にもそのもとで侍從武官長を務めたのであるが、かかる経歴を有する人物が「中國」「華胄」といった語句を織り込んだ中華民國の國歌を作詞したのである。こうした事實についても言及できなければ、「五族共和」理念の同時期における具體的な表れを指摘できたであろう。

第五章「共和革命と五色旗」では、北京政府時期に五色旗が中華民國のシンボルとして定着し、幅広い場面で使用されたことを、五四運動などの政治的事件における使用例とともに論じている。同時期には袁世凱帝政や溥儀の丁巳復辟など、中華民國自體の存續が危機にさらされる局面も續發し、そのたびに國旗も變更が試みられた。結果としてここでは五色旗はそうした政治的反動の動きに對し、共和制の理念を擁護する側のシンボルとして用いられた。さらに五四運動に際しては、五色旗は對外的なナショナリズムの象徴として學生たちにより掲げられたのである。後に「北洋軍閥」のシンボルとして否定的なイメージが定着する以前には、五色旗が確實に中華民國の象徴として社會的に受け入れられていたことが、豊富な事例より論證されているが、そこで一つ印象に残った使用例が、丁巳復辟に際して、廣州で駐防旗人がこれに反對の意思を示して五色旗を掲げたということである（一五六頁）。はるか南方にあつて漢人社會のただなかに生きる彼らにとつては

選擇肢のない行動であったとは言えようが、自らの主君であった宣統帝の復権よりも共和政體の維持を主張する意志表明をおこなったのであり、こうした八旗による中華民國の體制受容の問題は、検討が深められて良いテーマであろう。「五族共和」が彼らを統合に取り込む理念として一定の有效性を有していたことは、先に述べた廢昌による國歌作詞の事例などもあり、國民政府時期と比較しての北京政府時期の統合の特性を示すものとして、今後考察が深められることを期待したい。

第二部「南京國民政府のシンボルと儀式」では、まず第六章「國民革命と青天白日旗」で國民革命の進展にともなう五色旗から青天白日旗への國旗變更の過程を論じる。そもそも第二章で取り上げられたように、孫文は清末革命運動より一貫して青天白日旗を中華民國の國旗として採用すべきことを主張していた。辛亥革命後も第二革命による北京政府との訣別とともに、五色旗を否定して再び青天白日旗を國旗とすることを主張するようになった。その主たる理由としては、先に見たように五色旗が清朝に由來するものであることを専ら指摘し、そうではなく清末革命派によって創始された青天白日旗こそが中華民國の國旗にふさわしいと述べているのであるが、このことは中華民國を清朝からの繼承により成立した國家として位置附けるか、そうではなく清朝とは完全に斷絶した關係の上で成立した、あるいは改めてその様な形で成立すべき國家として位置附けるのかという、大きな認識の差異に關わることであった。北京政府はいわば清朝の殘滓として存在している政權であり、「北洋軍閥」のレッテルとともにすみやかに打倒すべき對象とされたのだが、その本據地たる北京において孫

文は一九二五年三月に死去した。當然そこではいまだに五色旗が國旗として掲げられていたわけであるが、この北京政變後の上京に際して孫文が國旗問題に對してどのような態度を示したのかは言及されていない。それまでの持論からすれば、政變後の新たな政權構想をめぐるやりとりの中でも必然的に國旗の變更を主張したと想像されようが、この點は今後の説明を期待したい。そして死後の追悼活動では、孫文ととり一貫して認めがたい旗であった五色旗が青天白日旗とともに使用され、以後國民革命の終了に至るまでその使用は五三〇運動など廣範になされたことも、本章で明らかにされている。いわば黨派的な信條を超えた中華民國のシンボルとして社會的にも定着を見ていた五色旗の使用は、北伐の進展とともに國民政府が支配を擴大することで、はじめて終焉を迎えていったのだが、こうした「易幟」の過程は、その直前まで神聖な國家の象徴であった五色旗の權威を無に歸せしめたことで、社會的にナショナリズムに對する批判的な思考を惹起させることはなかつたのであろうか。

第七章「黨旗と國旗」では、國民革命後の南京國民政府による黨旗および國旗に對する政策を論じている。そもそも青天白日旗とは、同政府のもとでの新たな國旗である以前に國民黨の黨旗として使用され、國旗として使用する場合には赤地の左上隅に青天白日旗を配した青天白日滿地紅旗とすることで區別されたのだが、特定の政治集團のシンボルをそのまま國家的シンボルとして使用するという點で、五色旗とは明確に異なる性格を有するものとなった。そのことを國民政府自身は清末革命運動以來の孫文の權威の絶對化を推進することで、社會に異論なく受け入れさせよう

としたのであるが、そのことは清朝からの繼承ではなく、訣別を前提に中華民國は存在すべきであるという孫文の信條をその後繼者たちに強調させることとなった。たとえば蒋介石は、一九三三年の「國旗的意義與新運要旨」で青天白日滿地紅旗の赤い色に「明朝滅亡以來」三百年來の我々みな祖宗先烈」の犠牲が象徴されていると述べており（二二〇頁）、回復すべきナショナリズムの出発點を明の滅亡に置くなど、清末の反滿革命思想を直接に繼承するかのような漢民族中心主義の視點を打ち出している。それは滿洲事變を契機に溥儀ら舊清朝支配層をより厳しい目で見ざるを得なくなったという當時の状況も反映しているが、滿洲人も含めた五族による共和のシンボルとして位置付けられた五色旗とは、青天白日旗は民族政策の面でも異なる理念を表象する國旗として用いられたということが示されている言説と言えるだろう。

第八章「黨歌と國歌」では、國民政府時期の國歌をめぐる問題について、國民黨の黨歌との關係を中心に論じている。國旗とともに、國歌も國民黨は孫文の時代より變更を主張していたが、既に明確な代替案が存在していた國旗とは異なり、國歌はながらく検討が重ねられていくこととなった。國民革命期にはフランスの俗謡に歌詞を附けた「國民革命歌」が國歌に代わるものとして廣く歌われたものの、正式の國歌たるものとはなりえず、南京國民政府の成立直後から新たな國歌の制定が検討開始された。ただ、數次にわたる検討の結果も成案を得るに至らず、國民政府のもとでの國歌制定の試みは、結局實現を見なかった。代わって一足先に一九二八年制定されたのが、國民黨黨歌である。孫文の黨員に對する訓示をそのまま歌詞にして作曲された同歌は、四字句から

なる完全な文語調の内容であり、「咨爾多士（ああ、なんじ多士よ）」といった古典に由來する表現すら含まれている。口語表現とは明確に距離を置いた歌詞ということでは、第四章で見た清末から北京政府時期にかけての國歌との共通性が指摘できるが、この古雅な黨歌が國歌の代用歌として使用されるようになり、その後一九三七年四月に至って正式に國歌として使用されることに決定された。こうした國歌と黨歌との關係は、前章の國旗と黨旗との關係に對應するものとして見るができるが、實際には必ずしも當初から想定していた措置ではなく、國民黨内部でも異論が存在していたことが本書では指摘されている。

なお本章の末尾では、こうした黨歌・國歌をめぐる議論を總括した後、やや唐突な形で民間における同時期の音楽文化を紹介し、そしてその最後に一九三五年公開の映畫主題歌「義勇軍進行曲」について言及している。言うまでもなく中華人民共和國建國後は國歌（當初は代國歌）として使用されることになった歌曲であり、そのことは終章で言及されるのだが、そうした豫備知識がない讀者には、ここだけを讀むと「なぜ突然この曲が？」という違和感がぬぐえない。一言「戦後は中華人民共和國歌となる」という説明があつても良かったであろう。

第九章「曆の上の革命」では、國民政府による各種の記念日制定について論じている。孫文を中心とした革命運動の歴史にまつわる日附を國民政府は積極的に記念日として制定し、一時は年間で二八日が何らかの記念日とされた。その後は重要性によるランク附けをして、休日とするのは孫文の生没記念日など七日にまで絞り込んだのであるが、こうした多數の記念日はレクリエーショ

ンの機會としてではなく、民衆を教育し運動に動員する機會として位置附けられた。ただ實際には、そうした民衆運動が共產黨に利用されることや、特に抗日運動の高揚が對日交渉の妨げになることへの危惧がつきまとい、國民黨は参加者の制限など記念日の行事活動は限定的におこなわざるを得なかった。そこに同時期の體制による國民統合の限界を見出すことができるように思われる。

こうした政治的な記念日の制定の中にあつて、傳統的記念日も少數であるが存続することになった。それが孔子誕生記念日である。歴史的に釋奠禮としておこなわれてきた孔子への祭祀は、辛亥革命後も中華民國の公的行事として繼續されてきたが、國民政府は當初廢止の方針をとった。しかし一九二八年以降は復活の方針に轉じ、一九三四年より陰曆八月二七日の誕生日をそのままの日附で陽曆に移して政府としての孔子祭祀が再開された。こうした傳統行事の陽曆への移し替えによる繼承は、正月や七夕などの節日についても實施され、それは陽曆の社會的普及を目的に一九二九年より頒布開始された「國民曆」に掲載されることで、周知が圖られた。ただ實際には、節日を季節感が大きくずれる陽曆に單純に移し替えることは大きな違和感ともなうことであり、その實効性はどの程度あつたのかということについても、分析が必要であつたろう。

以上の内容をふまえ、終章「ナショナル・シンボルの中國近代史」では、國旗、國歌、そして記念日の近代中國における歴史を總括する。清末の國旗制定に始まる近代ナショナル・シンボルの導入は、その後の政治體制の變容とともに展開を遂げ、南京國民政府時期には記念日などの周知とともに國民統合の手段として積

極的に活用されるに至つた。そしてこうしたナショナル・シンボルの活用は、日中戰爭期から戦後へと繼承され、國歌については國民黨による訓政終了を受けて改めて制定が検討されたものの實現を見ず、中華民國の象徴は臺灣移轉後も今日に至るまで青天白日滿地紅旗と國民黨黨歌が使用され續けている。一方で、國民黨に代わり戦後大陸の支配權を掌握した共產黨は、中華人民共和國の建國とともに五星紅旗と義勇軍進行曲を國旗および代國歌に制定し、さらにそれまでの一〇月一〇日に代わり一〇月一日を國慶節に定めて大々的に祝賀するようになった。兩者の間には、農村部における傳統民俗文化の活用の有無という點で違いはあるものの、本質的にはこれらナショナル・シンボルを自らの權威になるべく結び附ける形で新規に制定するという共通性が見出せるのである。

こうした戦前期の總括と戦後への聯續性の展望を示した上で、「結論」として本書は以下のような近代以降の中國におけるナショナル・シンボルの特性を指摘する。清朝打倒の革命運動に政治體制の起源を求めたことで、中國においては辛亥革命以後ナショナル・シンボルの由來を近代以前からの聯續性に求めることが困難になり、近代以降のある時點に創出されたシンボルを新政權の成立とともに採用するという過程を繰り返すこととなった。必然的に、それらのナショナル・シンボルはその採用を主張する政治集團のイデオロギーと不可分の存在として認識され、はるか祖先のころからといった傳統に根差した情緒ではなく、なぜ自分はそのシンボル（そしてその背景にあるイデオロギー）を受け入れるのかという論理に立脚して用いられていったのである。確か

に同時期には一定の社會的自由の存在とともに、國民黨などの政治集團が完全にナショナル・シンボルの解釋を獨占することはできず、そうした集團から距離を置いたナショナル・シンボルをめぐる言説やその使用の在り方も存在した。こうした側面も指摘しつつ、本書は近代中國におけるナショナル・シンボル創出の歴史を、「國家のために死ぬ」國民國家の理念を追い求めた知識人たちの今から見れば「あまりに生真面目」な姿勢の産物であったと締めくくっている。

三

以上、本書の内容についてその概要を紹介した。個々にはさらなる説明を求めたい點も指摘したが、ほぼ同時期のナショナル・シンボルの歴史の解明という課題を達成したと評價して良いであろう。清末洋務運動時期に端を發するその過程は、二〇世紀に至ってまさに中國の「ネイション・ステイト」化の課題の一環としてより廣範に推進されることとなった。國家のシンボルであると同時に、國民のシンボルであることを求められたことで、近代中國におけるナショナル・シンボルは、政治體制の變動とともに制定と變更の過程を繰り返していった。それは終章で論じられるように、近代天皇制のもとで「貫して「日の丸」「君が代」をナショナル・シンボルとしてきた日本とは好對照であり、傳統的な權威・價值觀と直接に聯續させることができないという制約が、中國においては近代的な理念と結び附いた形でシンボル導入を餘儀なくさせた。辛亥革命による傳統的な政治體制との訣別が、結果としてその後のナショナル・シンボルの在り方をこのように

規定したのであるが、言い換えれば中國でも辛亥革命以前には近代日本と本質的に同様のシンボルの在り方が存在していたと言えるのである。

本書の内容に關して、一つ問題點を指摘すれば、こうしたナショナル・シンボルの近代的な性格が専ら強調され、傳統との聯續性についての視點が弱いことである。それは前述したような分析の中心を民國時期のナショナル・シンボルに置くことで、清末時期の問題については、やや前史としての位置付けにとどまっていることとも關聯しよう。たとえば「黃龍旗」が傳統的な儀仗用の旗幟とどのようなデザイン上の共通性を有し、どの點がそれとは異なるのか。⁽³⁾康熙帝・乾隆帝の御製の歌をもとに作詞されたという「國樂」の歌詞が、傳統的な宮中の祝宴などで奏される皇帝・王朝の頌歌とどの程度共通した表現を有しているのか。⁽⁴⁾そうした分析も一通りおこなうべきであったろう。傳統を繼承しつつ、君主と限られた大臣だけではなく、國民全體に共有されるべきシンボルをどのように確立させていくのか。歴史に「もし」は禁句であるが、清末における取り組みは、中國においてもある時點までそうした方向性でのナショナル・シンボルの創出が試みられたことを物語っているものであり、「黃龍旗」に關しても異論は一部にとどまったということは、傳統的な皇帝の象徴としての「龍」のシンボリズムが、そのまま近代ナショナル・シンボルへと定着していく方向性が十分ありえたことを示しているように思える。⁽⁵⁾

一方で、本書が基本的に分析の對象外とした戦後中華人民共和國時期におけるナショナル・シンボルの問題に關しても、より踏み込んだ考察と清末・民國時期との對比は可能であったのではない

いかと思う。それは終章の「結論」で述べられる「辛亥革命後の中華民國は、天皇に相當する統合のシンボルとなる具體的な人物を缺いた（三三四頁）」という狀況が、戦後は一變するからであり、まさに毛澤東の肖像畫が天皇の「御眞影」さながらに、統合のほぼ唯一のシンボルとして社會全體に行き渡つていく狀況を本書でも語るべきではなかったかと思う。結果として後景に退いた「五星紅旗」と「義勇軍進行曲」がナショナル・シンボルとして再び重視されていくのは比較的近年のことであり、最高指導者の人格にもはや依據することのできない現代中國の統合の上で、代用不能の地位を占めるようになった。ただ、そのシンボル性は體制の側にとつては諸刃の劍であり、あたかも民國時期の愛國運動がそうであつたように、國旗を掲げたナショナルリズム運動の矛先は、時に政府・共產黨の統制に収まらない「體制批判」を潜在させたものとして展開されつつある狀況である。こうしたナショナル・シンボルの問題の現状について、本書ははなはだ禁欲的な態度であると感じられた。今後これらの問題に對しても、積極的に見解を披瀝していつてほしいと思う。

以上のような批評とは別に、本書を読んで知ることのできた興味深い事實をここに少し述べたいと思う。一九一二年から一三年にかけての辛亥革命一周年に際して、その記念日をいつに設定するかが議論となり、最終的に武昌蜂起の記念日を陽曆に換算した一〇月一〇日を國慶日として記念行事を実施することになった経緯は、前述したように第三章で詳しく分析されている。實は、それとともに候補とされた南京臨時政府成立記念日の一月一日と、清朝による共和受諾の日をやはり陽曆に換算した二月二二日につ

いても、それぞれ記念日に指定され、一九一三年にはいずれも休日とされたことが本書では言及されている（九五頁）。その後これらの記念日、特に二月一二日がいつまで休日として公的に記念されたのかは、残念ながらあられていないが、當初はこのように清朝終焉の日も記念されていたのである。それから九九年後の辛亥革命百周年に際しては、周知の如くこの三つの記念日のうち一〇月一〇日と一月一日が大陸ならびに臺灣で盛大に祝賀されたのに對し、二月一二日については知り得た範圍では特段の記念行事はなされなかつたようである。革命史の重要な展開、あるいは中華民國の成立ということに視點を置けば、清朝側による革命の受け入れは副次的な出來事にすぎず、敢えて記念するに値しないと大陸・臺灣雙方の見解は一致したのであらう。しかしながら、中國史全體に視點を置けば、古代以來の王朝體制に終焉が告げられたこの日の方にこそ、歴史の劃期としてより大きな意義が存在しているとの見方も成り立つ。その百周年の記念日が、何らの注意を拂われることなく平凡な一日として過ぎ去つてしまつたことに、評者はいささかの寂寞を感じたものであるが、著者もあるいは同様の感慨をもたれであらうか。

最後にもう一つ指摘しておきたい點として、第七章の注(3)で「全國で大規模な禁煙運動を行う」と述べているが（二二四頁）、中國近代史の知識があれば文脈からこの場合はタバコの禁煙ではないと分かるものの、やはり「アヘンの禁絶運動」といった表現で説明を行うべきであつたらう。

本来ならば、刊行より一年ほどで掲載されるはずであつたこの書評を、ようやく會員諸氏のもとに届けることができた。評者の

非才と怠慢により、當初の豫定より大幅に掲載が遅れたことを、著者をはじめとする各位にはお詫びしなければならない。新たな世代による地道な研究成果を世に伝える役割を多少なりとも果たせることを祈念して、攷筆する。

註

(1) 故宮博物院編『清史圖典 第十冊 咸豐同治朝』紫禁城出版社、二〇〇二年。

(2) こうした問題をめぐっては、まず吉村忠典「帝國」という概念について」(『史學雜誌』第一〇八編第三號、一九九九年)が先驅的な問題提起を行っており、近代的な意味での「帝國」の用例が日本に由來することを明らかにしている。その中國への傳播については、拙稿「天朝「大清國」から國民國家「大清帝國」へ——清末における政治體制再編と多民族ナショナリズムの起源——」(『メトロポリタン史學』第六號、二〇一〇年)を参照されたい。

(3) 清朝時期の儀仗用の旗幟については、『大清會典圖』に圖面が掲載されている(光緒二十五年重修版卷八十一輿衛五、卷八十二輿衛六)。これを見ると龍をデザインしたものは用途によって八種類に分かれ、横長の直角三角形、變則的な五角形、縦長の長方形と形状が多様であるほか、配色も黄色地、白地、青地、赤地と複数の種類があり、こうした多種多様な「龍旗」の中で、どれが近代における國旗制定にあたってモデルとなったのかは、清朝儀禮制度自體の研究をふまえて分析すべき課題である。

(4) 宮廷儀禮で奏される主要な樂曲については、『清史稿』の樂志に歌詞が掲載されており(卷九十六、卷百)、これと照合すると、「鞏金甌」、「民物」、「清時」、「蒼穹」といった表現が用いられていたが、まとまって一致する歌詞は見出すことができなかった。

(5) この點に關しては、國旗と並行して清末の時點で龍をシンボルデザインに採用した貨幣(龍洋)や郵便切手(大龍郵票)の存在を無視すべきではないであろう。

(6) 戦後中國における毛澤東の肖像畫の社會的シンボル化をめぐっては、牧陽一・松浦恆雄・川田進「中國のプロパガンダ藝術——毛澤東様式に見る革命の記憶」(岩波書店、二〇〇〇年)の「第四章 毛澤東像の誕生——個人崇拜への道」(川田進著 および「第五章 アジア的專制アート——増殖する毛澤東像」(牧陽一著)を参照。このほか内藤陽介『マオの肖像——毛澤東切手で讀み解く現代中國』(雄山閣出版、一九九九年)は、郵便切手のデザインを題材にその過程を分析する。

「追記」

本書の第四章で論じられている清末の國歌制定の過程に際して「國樂」に先立って國歌として使用された樂曲の存在について、その具體的な内容を全曲の録音とともに紹介した資料をこのほど發見することができた。インターネット動畫投稿サイト「YouTube」にて公開された「清朝的第一首代國歌——普天樂」(<http://youtube/pgY-zpAB6U/>)、

「清朝第二首代國歌——李中堂樂」(<http://youtu.be/ZFy7OTLpJTQ>)・「清朝第三首代國歌——頌龍旗」(<http://youtu.be/usNBVif4Ww>)の各動畫がそれで、最初に國歌として使用された曾紀澤作曲の「華祝歌」と同一の曲かどうかは不明であるという形で言及されている同じく曾作曲の「普天樂」や、註11において一説として紹介している「李中堂樂」の存在がそれぞれ明らかにされているほか、註16で紹介されている陸軍使用の「國樂」についても、「李中堂樂」

のメロディーを用いて作曲された三番目の「頌龍旗」に當たることが示されている。これらの樂曲は、いずれも一九一〇年代から二〇年代にかけて上海百代公司やビクターなど中外のレコード會社が製作發賣したレコードに收録されたものであり、今後はこうした音源資料の發掘も重要な課題となることが指摘されよう。

二〇一一年三月 東京 東京大學出版會
A五判 一〇三五四十九頁 六四〇〇圓十税